

おめでとうございます

◎叙勲受賞

旭日単光章

故加藤 昌さん

(平成17年12月5日死去・加茂町南加茂) 多年にわたり旧加茂町議会議員として、地域の振興・発展に貢献された功績により

叙勲の榮譽に対し、心から敬意と祝意を表します

申告は、正しく期限内に

住民税の申告相談について

市民部税務課

☎0854・40・1034

住民税の申告相談を例年のとおり行います。

この申告は、住民税の基礎となるほか所得証明の資料となるもので重要なものです。

この申告がされない場合、住民税、国民健康保険料、保育所保育料、公営住宅使用料、介護保険料、高齢福祉年金、児童手当等の給付などの算定が正しくできないほか、学校授業料軽減、国民年金保険料免除、扶養認定などに必要になる所得証明書が発行できないこととなります。詳しくは別に配布します「所得の申告相談について」のお知らせをご覧ください。

申告相談日程

【期間】2月16日(木)～3月15日(水)

【場所】旧町村の区域(旧「1」～「2」か所の会場)で行います。

※詳しくは日程表をご覧ください。

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、平成17年分の申告から納付したことを証明する書類の添付が義務付けられました。社会保険料が発行した「社会保険料控除証明書」をご利用ください。

社会保険料(国民年金)

控除証明書について

市民部市民生活課

☎0854・40・1031

国民年金保険料は、納付した金額が所得額・市町村住民税等の社会保険料控除の対象となります。平成16年分までの年末調整や確定申告の手続きでは、納付した保険料を証明する書類の添付等は必要ありませんでしたが、所得税法等の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられました。

このため、生命保険会社等から送付さ

国民年金保険料は口座振替が便利でお得です

市民部市民生活課

☎0854・40・1031

国民年金第1号被保険者の期間は、ご自身で国民年金保険料を納めていただきます。



国民年金保

険料は1か月13,580円(平成17年度額)で、該当の月の翌月末日までに納めなければなりません。社会保険庁から送られてくる納付書によって、金融機関(銀行、郵便局、農協、信用金庫等)や、社会保険事務所、指定のコンビニエンスストアで納めることができます。また、現金で納めていただくほか、ご自身や家族の口座から引き落としができる口座振替や、パソコン、携帯電話からの電子納付もできるようなり便利になります。

国民年金保険料は、次のようなお得な納め方があります。

まとめて納めてお得(前納)

国民年金保険料を1年分または6か月分まとめて支払うと割引があります。

4月分から翌年3月分までを4月末にまでに支払うと162,960円が160,070円に、2,890円のお得です。4月分から9月分(または10月分から3月分)を4月末(または10月末)までに

支払うと81,480円が80,820円に、660円のお得です。(平成17年度額による参考額)

早く納めてお得(口座振替前納)

口座振替制度を利用、かつ、1か月早く納めることにより、月々40円の割引があります。(平成17年度額による参考額)

一般の保険料は翌月末日の納付、早割の保険料は当月末日の納付ですので、早割納付開始の月は2か月分の保険料が引き落としとなります。

まとめて口座振替納付がお得(口座振替前納)

1年分(または6か月分)を口座振替により納めるとさらに割引があります。

1年分は159,540円(6か月分は80,550円)となり、月々現金で納めたときに比べると3,420円(6か月分は930円)のお得となります。(平成17年度額による参考額)

口座振替の手続きは、通帳・印鑑をお持ちになり、金融機関、市役所・各総合センター、社会保険事務所に備え付けの「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」に「早割・前納」等、必要事項を記入していただき、各窓口へ提出してください。社会保険事務所へ提出した翌月から開始となります。

平成18年4月分からの口座振替前納をご希望の方は、3月20日までに「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」を社会保険事務所へ提出してください。

既に口座振替による1年前納をされている方は届出の必要はありません。なお、国民年金の資格取得日によっては、直近の口座振替前納ができない場合がありますのでご了承ください。

れる控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)が、社会保険庁から昨年の11月上旬に送付されています。証明内容は昨年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、10月以降に本年初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告等の手続きの際に、社会保険料控除として国民年金保険料を申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、世帯主は世帯員の保険料を、配偶者は他方の配偶者の保険料を連帯して納付する義務があります。生計を同一とするご家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

その際にはご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付する必要があります。

控除証明書に関するお問い合わせは、控除証明書専用ダイヤル

☎0570・00・9911まで

(平成18年3月17日までの平日9時から17時まで)

現金による前納納付の場合は、社会保険庁から送られてくる納付書に綴られている前納用納付書をご利用ください。社会保険事務所でも納付書を発行します。

※平成18年度の保険料額は、13,860円に保険料改定率を乗じた額になり、それに伴い前納額等は変更になります。

※電子納付には、金融機関とのインターネットバンキング契約等が必要です。

ごみ処理手数料改定のお知らせ(大東町・加茂町・木次町・三刀屋町の方)

雲南エネルギーセンター  
☎0854・49・6332  
雲南リサイクルプラザ  
☎0854・42・3391  
市民部環境対策課  
☎0854・40・1033

平成18年4月1日より、雲南エネルギーセンター・リサイクルプラザのごみ処理手数料(直接搬入ごみに係るもの)が次のように変わります。

種別	手数料
可燃性廃棄物	一般家庭からの廃棄物 10kgあたり 42円
	事業所からの廃棄物 10kgあたり 84円
不燃性廃棄物	一般家庭からの廃棄物 10kgあたり 42円
	事業所からの廃棄物 10kgあたり 84円

お詫びと訂正

●市報うなん1月号の記載内容に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。  
HP スポーツリーダーしおかげ駅伝(誤) 三刀屋町 稲田亮介(3区)  
(正) 三刀屋町 稲田孝介(3区)

サルの一斉駆除について

産業振興部農林振興課

☎0854・40・1015

サルの農作物への被害を減少させることを目的にサルの一斉駆除を行う予定にしています。

駆除には、銃器を使用しますので、近辺を通行される方は、十分にご注意をお願いします。

なお、詳しいことについては、農林振興課までお問い合わせください。

◆日時 2月19日(日) 早朝～午前中  
◆場所 木次町・三刀屋町上熊谷地内

一人ひとりを大切に 考えようあなたの人権 わたしの人権

雲南市人権センター ☎0854-42-1767

【同和問題】

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられてきました。同和問題は、これらの人々が、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他、日常生活の上でいろいろな差別を受けるという、重大な人権問題です。

政府が、1969(昭和44)年以降各種の特別対策を講じてきた結果、実態的差別は大きく改善され、2002(平成14)年には、特別対策も終了しました。

また、国や地方公共団体をはじめとした人権教育・啓発の取組により、心理的差別についてもその解消が進んできました。

しかし、いまだに差別事象が跡を絶っていません。この問題の解決には、国民一人ひとりが同和問題について、一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくことが必要です。

(財)人権教育啓発推進センター発行啓発資料から